

普通交付金の年度末の取扱い・一定額及び過年度分の精算について

資料 6

【普通交付金(2月診療分)の取扱い・一定額について】

- 【3月初旬(現物①)】 国保連は「概算支払資金額(2月診療分)」を市町村に請求
- 【3月中旬(現物②)】 国保連は「審査確定前の電子媒体請求額(2月診療分)＋「一定額」※
－現物①概算支払資金額(2月診療分)」を市町村に請求(又は還付)
※ 一定額＝紙請求分に係る審査後等の額相当
- 【4月初旬(現物③)】 国保連は「審査確定額(2月診療分)－現物②請求額」を市町村に還付(又は請求)

【過年度普通交付金の精算について】

単位:百万円

年度	普通交付金 確定額(ア)	3月現物 還付額 (イ)	3月現金確 定差額分 (ウ)	保険給付 取消分 (エ)	その他交付 対象外分 (オ)	精算額 (アイ＋ウーエーオ)	返還額	追加交付額
R6	437,744	2,616	30	138	16	435,005	2,739	0
R5	448,169	—	—	306	▲3	447,866	303	3
R4	454,424	—	—	144	0	454,280	144	0
R3	463,431	—	—	99	0	463,332	99	0
R2	444,207	—	—	39	▲1	444,168	39	1

今後の返還スケジュール(予定)

※各項目で四捨五入(ただし、0は1としている)

令和8年3月下旬
令和8年4月中旬

交付額(再)確定通知書及び納入通知書送付
県への返還金の納期限